

出向者通信



No.3

2021年10月6日
J R 東海労働組合

**会社の命により出向会社の研修を受けに行ったにもかかわらず、交通費が支払われない！
こんなことがまかり通る会社が、出向先会社として
適正な会社なのか！**

10月1日よりスリーエスに出向に行かされた組合員から、3日間の出向会社での研修に行くよう指示され、指定された場所に3日間研修を受けてきました。その間の交通費について組合員が交通費を立て替え払いをし、交通費の請求を行ったところ、スリーエスからは、「支給対象外」として支給されませんでした。JR東海に問い合わせたところ「出向先での研修の交通費は出向会社が支給となる。支給されないとなれば自己負担である」とのことでした。

出向会社もJR東海会社も交通費の支給を拒否！

出向規定15条(旅費)には(1)出向先への赴任および出向先からの帰任の場合(2)会社の命令を受けて旅行する場合。については出向社員に対する旅費は会社が支給する。と明記されています。また、出向社員に対する出向期間中の旅費は、出向先の定めによるところにより出向先から支給される。と但し書きがされている。

業務に必要な研修への交通費を個人に支払わせようとするなど許されない！

少なくとも赴任時(9月10日にJR東海会社から「10月1日は研修会場に出勤せよ」と指示されている)における交通費についてはJR東海会社が責任をもって支給すべきです。さらに、「交通費に対する出向先の定め」など、JR東海会社からは一切話がされておらず、業務に必要な研修を受けるための交通費に対して、個人負担をしなければならないなど聞いたことがありません。JR東海は責任をもって出向会社＝スリーエスに対して「業務に必要な交通費については支給せよ」と抗議をすべきである。そして当該組合員に対して直ちに交通費を支給し謝罪すべきです。

私たちJR東海労は、決して泣き寝入りせず出向先での問題や労働条件改善に向けて取り組んでいきます。皆様のご意見・ご相談をお待ちしています！